

地域経済情報化基盤整備補助事業に関するQ & A (追補版-V1)

平成 21 年 6 月 29 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
地域情報化人材育成推進室

本Q & Aは、地域経済情報化基盤整備補助事業の計画書を作成しようとする事業者等の補助事業に対する理解を容易にするための参考資料である。

本追補版は、公募開始日の6月26日に公表されたQ & A (原Q & A)に公募開始後に複数の事業者等から寄せられた質問のうち、その質問及び回答を広く公表することに馴染む質問であって、原Q & Aに掲載されていないかかったものを追補したものである。

なお、追補版に掲げるもの以外に事業者から疑義の照会があった場合、その答を適宜追加するものとする。

0 平成21年6月29日追補

【資本関係がある企業の取扱】

0 - 1 . 資本関係のあるグループ会社(資本金又は従業員の要件上は、「中小ITベンダ」)同士でコンソーシアムを形成する場合は対象となるか。

また、コンソーシアムを構成するメンバーの企業は、100%子会社でも可能か？

- (1)ある企業集団(グループ)の傘下の企業のみで、コンソーシアムを構成する場合、当該企業集団が連結決算によりグループ全体で利益を計上している場合、当該コンソーシアムは補助対象として認められない。
- (2)親会社と発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を当該親会社が所有している子会社のみでコンソーシアムは、補助対象として認められない。

ただし、幹事団体・企業が、上記のような資本関係・グループ関係に無い中小ITベンダであって、コンソーシアムメンバーと連携し、開発や人材育成等の事業を実施する場合は対象となる。

(注)上記に関する基本的な考え方

本事業の趣旨は、単体では技術や人材が不足する地域の中小ITベンダの相互の連携を強化することを通じて、地域において、中小ITユーザに対し効率的かつ効果的なITサービスを提供できるようにすることにある。

したがって、資本関係等があり、既に十分に連携がなされている又は同一の経営体とみなされる事業者のみによるコンソーシアムを対象とすることは不適切である。

【海外企業とのコンソーシアム形成の考え方】

0 - 2 . 海外のベンダと連携し、試作品開発を行いたい。当該海外ベンダの開発に要する人件費等は補助対象となるか(海外ベンダをコンソーシアムにおける「参加企業」として取り扱ってよいか。)。

本事業の趣旨から海外ベンダを参加企業として取り扱い、補助対象者とするのは不適切。なお、アドバイザーとしてコンソーシアムに参画することは構わない。

【補助事業の実施に伴う収入がある場合の取扱】

0 - 3 .
研修事業で受講生から受講料を徴収する(補助事業の実施により収入が発生する)予定であるが、当該受講料の取扱い如何。

例えば、当該研修の総事業費が300万円で、100万円の受講料収入が見込まれる場合、申請は、以下のように取り扱われたい(つまり、総事業費から当該収入額を控除後の額が補助対象経費となる)。

- ・補助事業に要する経費・・・300万円
- ・補助対象経費・・・200万円
- ・補助金(期待)額・・・100万円(以内)

【「地域」の考え方】

0 - 4 .
首都圏の中小ITベンダが、首都圏のユーザ向けのIT供給力を高めるためにコンソーシアムを組んで行う事業は、対象となるのか。

対象となる。

(注) 基本的な考え方

例えば、京浜地域や広域多摩地域に多く立地する中小業者等のITユーザ企業に、首都圏の地域ITベンダが情報サービスを効率的・効果的に提供していくための技術力や営業力の強化に向けた取組は、本事業の趣旨と合致する。

補助対象事業

- 1 . 自社の基幹システムの構築を希望しているユーザA社が、中小ITベンダB社及びC社にコンソーシアムを組ませ、自らもアドバイザーとして参画し、開発を実施したいと考えているが、このような開発は補助対象となるのか。

(答)

特定のユーザの需要のみに基づくシステム構築事業は補助対象として認められない。

- 2. 地域の情報サービス事業者団体Aは、会員サービスを充実させるために本補助金を活用し、会員を広く対象とした人材育成研修を実施したいと考えているが、このような事業は補助対象となるか。

(答)

会員を広く対象とした会員サービスの要素の強い研修事業は認められない。

ただし、地域の情報サービス事業者団体が幹事企業・団体となり、地域のユーザにITを供給していこうとする意欲の強い会員を特定しコンソーシアムを構成し、当該会員企業の技術等を伸長させるために実施する研修事業は対象となる。

- 3. 地域では需要が少ないために、専ら首都圏のユーザや大手ベンダからの業務を受注するために、コンソーシアムを組んで補助事業を行いたい、このような事業は対象となるのか。

(答)

本補助金の趣旨は、中小ITベンダのIT供給力を高めることで、地域のユーザに良質のITソリューションを提供していくための環境の整備を図るものである。

したがって、首都圏のユーザや大手ベンダからの業務を受注することだけを目的とした事業は、補助対象として認められない(ただし、補助事業の成果が結果として首都圏のユーザ等の業務の受注につながることを否定するものではない。)。

- 4. 共同でシステム開発を行う場合の留意点は何か。共同でシステム開発を行う場合の補助対象とならない事業とは何か。

(答)

本事業では、商品開発を含まないことに留意する必要がある。

本事業が補助対象と考える共同で行うシステム開発は、具体的には、資金力や人材が不足する中小ITベンダであっても、開発期間や開発要員が少なくても顧客の要求を満足できるようソフトを提供するための基礎となるもの(必ずカスタマイズを必要とするもの)の開発、技術者の技能向上や共同開発の可能性などを把握するために調査研究目的で行われる試作ソフトウェアの開発とする(あくまで、供給力を強化するための事業環境整備であることに留意し、そのまま顧客に販売や提供するための製品やサービスは含まない。)。

- 5. 展示会への参加は補助対象事業になるか。

(答)

展示会への参加は、自らの開発した製品の紹介や連携相手の発掘などを目的として行う場合には、営業力の強化のための事業として、補助対象事業と認める。

補助対象者

- 1. 補助対象となる中小ITベンダの定義如何。

(答)

ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む会社又は個人であって、資本の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下のものである。

なお、本事業の趣旨から、中小ITベンダは、地域のITユーザ(中小企業や地方自治体などを主体とするが、中小企業以外の企業や地方自治体以外の組織を対象としても構わない。)に情報サービス(業務分析、システム開発、パッケージソフトのカスタマイズ、保守運用支援等のサービス)を提供するものを対象とする。

なお、補助対象となるコンソーシアムを構成する中小ITベンダは、既に、特定地域のITユーザに情報サービスを提供している必要はなく、これから同サービスを提供しようとするものも含まれる。

- 2. 中小製造業A社は、製造業で得た知見を活かして、近年情報システムの開発も実施している。このような企業は、「中小ITベンダ」と捉えて良いか。

(答)

実態として、情報サービス業を営んでいる事業者であり、地域のITユーザに情報サービスを提供しようとするものであり、かつ、上記 - 1. に掲げる資本金又は従業員数の要件を満たす者であれば、「中小ITベンダ」と捉える。

- 3. コンソーシアムの参加企業数に定めがあるか。

(答)

補助対象となるコンソーシアムは、2以上の中小ITベンダの参加が必要。

- 4. 既存の組合、連合会、公益法人等の団体が、団体単位で補助申請することは可能か。

(答)

本事業は、地域のIT供給力を具体的に強化することを目的としており、既存の団体が会員サービスとして行う事業は、補助対象事業とはならない。

なお、当該団体が、補助事業を行うために、2以上の会員の一部又は全部を指定してコンソーシアムを構成し、当該団体が、管理組織として当該コンソーシアムに参加する場合には、補助金交付申請をすることは可能である。

- 5. コンソーシアムを構成する構成員には、制限はあるか。

(答)

構成員は、本メンバーとアドバイザーに区分され、少なくとも2以上の中小ITベンダが本メンバーとして参加する必要がある。なお、そのコンソーシアムの構成員(本メンバー及びアドバイザー)の中小企業比率が1/2以下であっても構わない。

なお、当該2以上の中小ITベンダは、情報サービスを提供する特定地域内に属することが望ましいが、技術力や営業力等を補うために必要な場合には、この限りでない。

- 6. いわゆる「みなし大企業」は補助対象者となるか。

(答)

補助対象者となりうる。

(参考)

みなし大企業とは、以下のものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

- 7. ITユーザや地方公共団体等のコンソーシアムへの参加は可能か。

(答)

アドバイザーとして参加することを妨げない。なお、補助対象事業者とはならないことに留意する必要がある。

- 8. 民間事業者等とは何か。また、連携体とは何か。

(答)

「民間事業者等」とは、上記 1で説明する「中小ITベンダ」を意味する。

また、「連携体」とは、2以上の上記民間事業者等で構成されるコンソーシアムであり、詳細は、地域経済情報化基盤整備補助事業公募要領の「地域経済情報化基盤整備補助事業について」の「3. 補助対象者」等を参照されたい。

補助対象経費

- 1. 補助対象経費の区分は、人件費と事業費の2つと考えてよいか。

(答)

補助対象経費の区分は、人件費と事業費の2つであるため、経費間の流用にかかる承認についても、この考え方で対応されたい。

- 2. 補助対象経費の人件費は、どの範囲まで対象となるのか。

(答)

事業の企画・調整、研究開発、調査など補助事業に直接従事した時間に係る費用が対象となる(管理団体・企業にあっては、補助事業を円滑に実施するための管理に要する費用も対象となる。)

人件費の対象とする人員については、交付申請段階で明示するとともに、人件費の積算根拠(業務の内容及び想定所要時間数)について、明確に説明する必要がある。

なお、人件費の対象となるもの及び対象とならないものを例示すると以下のとおり。

【対象となるもの】

- ・技術者が試作ソフトウェアの開発(評価・検証を含む)に要した時間に係る人件費
- ・試作ソフトウェアの開発にあたり、技術者等がユーザのニーズをヒアリングした時間に係る人件費
- ・コンソーシアム構成企業の職員が、研修計画を企画・立案するため行った会議や研修委託先との調整に要した時間に係る人件費
- ・コンソーシアム構成企業の職員が、研修等人材育成事業の効果を検証するために実施した調査に要した時間に係る人件費
- ・幹事企業・団体の職員が、補助事業の適正な管理を行うために、コンソーシアム構成企業の担当者に対して行った指導に要した時間に係る人件費
- ・幹事企業・団体の職員が、補助金事務を実施した時間に要する人件費

【対象とならないもの】

- ・研修受講者が受講に要した時間に係る人件費
- ・幹事企業・団体以外のコンソーシアム構成企業の職員が行った補助金事務の実施に要した時間に係る人件費

- 3. 補助対象経費の「謝金」は、コンソーシアム構成企業の職員に支払って差し支えないか。

(答)

コンソーシアムの構成員の職員等の行為については謝金の対象とならない。

- 4. コンソーシアム構成企業の職員が講師となり研修を実施する場合、当該技術者に係る費用はどのように計上すればよいのか。

(答)

- 3. で示したとおり、コンソーシアム構成企業の職員の行為に対しては謝金の支出対象とならないことから、コンソーシアム構成企業の職員が講師となる場合は、当該職員の研修に要した時間に対して人件費を計上することが可能である。

- 5. 電話代やインターネット回線利用料(通信費)は、通信運搬費として補助対象経費となるか。

(答)

概念的には補助対象となるが、事業に直接要した額が特定できない場合は、補助対象経費としない。

なお、金額の特定ができるもの、例えば当該事業専用として電話回線を別に設けている場合は通信運搬費に計上できる。

- 6. 備品費として、補助対象経費となるのはどのような経費か。

(答)

予め具体的に特定することは困難であるが、専ら補助事業の実施に必要不可欠な備品の

みを補助対象経費とする。

なお、机、椅子など補助事業以外の事業にも転用でき、交付の目的どおりに使用すること(補助事業終了後を含む)を明確に説明することが困難なものは、補助対象経費として、認めない。

- 7. 「そのほか、経済産業局長等が特に必要と認める経費」は、具体的にどのような経費が想定されるのか。

(答)

以下のような経費を想定している。

雑役務費: 事業を遂行するため、企業の職員だけでなく臨時に人員を雇用する経費

展示会等出展料: 展示会への出展するために主催者に支払う出展料。

なお、今後、IT技術の進展等を踏まえ、関係部署とも協議しつつ、適宜追加することを妨げない。

- 8. 消費税は補助対象経費となるか。

(答)

補助事業終了後の事業者の負担を軽減する観点から、本補助事業では、消費税は補助対象経費には含めないこととする。

消費税を補助対象経費に含めると、事業終了後に消費税の還付を受けた場合、当該還付額に係る補充金相当額の国庫への返納が必要となるなど、事務が複雑化する。

その他

- 1. 交付要綱第10条では、補助事業の実施にあたり、売買、請負その他契約を要する場合は競争入札に付すこととされているが、いかなる場合でも一般競争入札に付す必要があるのか。

(答)

交付要綱第10条は、補助事業者に対し、売買、請負その他契約を要する場合は、経済合理性の観点から最も有利な方法で実施すべきことを求める規定である。

本規定の趣旨を踏まえると、必ずしも一般競争入札に付すのではなく、複数社により見積もりを取得した上で経済合理性の観点から最も有利な条件を提示した者と売買等の契約を行うことで足りる(ただし、技術上の適合性を満たす必要があるなど、必ずしも経済合理性の観点のみで事業者を決定できない場合は除く。)

- 2. コンソーシアムメンバー企業が一般に販売する書籍等を研修等に活用したい場合、当該書籍の購入に係る経費はどのように計上すればよいか(留意点は何か。)

(答)

補助事業を実施することで、補助事業者に利益が発生することは認められない。当該書籍

等には作成に係る経費(原価)に加え、当該企業の利益も含まれている場合が一般的であり、原価額を証明できない場合には、当該資料のコピー代相当分(枚数×単価)を補助対象経費として計上すること。

- 3. プロジェクトリーダーは必ず幹事企業から選ばなければならないか。

(答)

プロジェクトリーダーは、事業の円滑な実施、成果の獲得等に極めて重要な役割を果たすため極めて重要な役割を担うが、一方で、補助事業全体のコーディネーションという立場の重要性も踏まえる必要があるため、プロジェクトリーダーは、あくまで、幹事企業から選出されたい。

- 4. 収益納付に対する考え方を示されたい。

(答)

この補助事業の成果を用いて利益を得たと断定される場合には、収益納付の対象となりうる。

なお、例えば研修事業に参加した技術者が、補助事業終了後に自社の事業に参画し、当該事業で利益が発生した場合、当該利益は、補助事業による研修により技術やスキルが向上したことのみをもって生じたのか、当該事業者の営業行為やその他の要因により生じたのか明確に判別できないため、納付の対象とはならない。

- 5. 採択者の決定はどのように行うのか。

(答)

外部有識者等により構成される審査委員会の審査に加え、各経済産業局等及び情報処理振興課がそれぞれの政策的な観点から、それぞれの持ち点の範囲内で評価し、原則としてその合計点の高いものから予算の範囲内で採択者を決定する。

- 6. 本補助事業の補助対象事業は幅広いものであるが、審査ではどのような点を重視し、審査されるのか。

(答)

中小ITベンダが事業の実施を通じて、どのようにIT供給力を高め、事業終了後どのようにユーザにITを供給していく計画であるかを重視する。

なお、本事業の補助対象が幅広いことを踏まえ、外部審査委員会には多様な分野の専門家に委員として就任していただくこととしている。

- 7. 北海道のA社と仙台のB社、九州のC社でコンソーシアムを構成する予定であるが、このような場合、申請先はどの局となるのか。

(答)

幹事企業・団体が所在する都道府県を管轄する経済産業局等となる。

- 8. 複数社が連携した際の開発を容易化するための開発基盤を制作したいと考えている。制作後は、オープンソース・ソフトウェア(OSS)の形態で広く公開したいと考えている

が、このような行為は、補助金適正化法22条の「補助金の交付の目的として使用し」にあたるのか。

(答)

開発の成果物を OSS の形式で公開し、他の中小ITベンダの活用を促進することは、本補助金の交付の目的である「中小ITベンダのIT供給力の強化」に何ら反するものではない。したがって、交付要綱第21条3項に規定する財産処分の承認は必用ない。

なお、公開にあたっては、GPL(The GNU General Public License (GNU 一般公衆利用許諾契約書)を適用させるなど、著作権を主張する必用がある。

- 9 . あるコンソーシアムでは、ユーザに対するコンサルティング知識の獲得、要求定義の能力の向上、開発技術の向上、保守技術の修得など、情報システム・ソフトウェアの開発に必用となるあらゆる知識・技能を向上させるための事業を計画しているが、このような事業を行う場合、「開発力強化事業」にあたるのか、「営業力強化事業」にあたるのか。

(答)

例えば、事業量のウェイトがほぼ同じで、事業に要する経費が明確に切り分けられる場合は、研修 A～C は「開発力強化事業」、D 及び E は「営業力強化事業」のように、整理して申請されたい。なお、切り分けが困難な場合(例えば、開発技術を向上させるための研修メニューの一部に上流工程の知識体系が含まれているなど)の場合は、事業の主目的に応じて開発力強化事業又は営業力強化事業のどちらかを選択し、提案されたい。